

大分県豊後牛流通促進対策協議会販売促進資材使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、大分県豊後牛流通促進対策協議会（以下、「協議会」という。）が作成する販売促進資材（以下「販促資材」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

(販促資材)

第2条 この規定の対象となる販促資材は以下のとおりとする。

ぶん太くん着ぐるみ、幟、ミニ幟、法被、横断幕、楯、看板、ポスター、パンフレット、画像など

(使用の目的)

第3条 販促資材は、「おおいた和牛」等の銘柄の周知又は銘柄の確立のために使用するものとする。

(使用できる者及び使用可能な範囲)

第4条 販促資材は次の各号に掲げる行事等に使用する場合協議会から提供又は貸与するものとする。

- 1 取扱店会員が「おおいた和牛」等を販売等する場合。
- 2 取扱卸業会員が「おおいた和牛」等を販売する場合。
- 3 協議会員又は取扱卸業会員が取扱店会員開拓のための販売促進活動に使用する場合。
- 4 協議会員が主催、共催又は後援するイベント等で使用する場合。
- 5 県内の市町村、農業団体等が主催、共催又は後援するイベント等で使用する場合。
- 6 ブランドおおいた輸出促進協議会が行う海外での販売促進活動に使用する場合で、協議会長が認めた場合。
- 7 メディア媒体等が「おおいた和牛」等のPRに使用する場合で、協議会事務局が適当と認めた場合。
- 8 その他協議会長が特に使用が適当と認めた者。

(供給の方法)

第5条 協議会は、予算の範囲内において第2条に基づく販促資材を貸与又は提供の方法により使用者へ供給するものとする。

- 2 前項の貸与又は提供の方法は別表1のとおりとする。

(販促資材の貸与)

第6条 販促資材の貸与を希望する者は、協議会長に販促資材貸付申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

(使用者の責務)

第7条 貸与された販促資材の使用に当たっては、使用者は次の各号を遵守しなければならない。

- 1 申し込んだ用途にのみ使用すること。
- 2 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- 3 販促資材が使用者の責において破損等した場合は、使用者が補償すること。

(使用の取消)

第9条 販促資材の使用内容が、不当と判断される場合は、協議会長はその使用を取り消すことができる。

(損害に対する責任)

第10条 販促資材の使用により事故等が発生した場合、使用者がその損害賠償の責任を負うものとし、協議会はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

- 2 前項に規定する場合において、当該使用者は遅滞なく事故等の内容を協議会に報告しなければならない。

らない。

附則 この規定は平成26年5月9日から施行する。
 平成28年5月31日改正
 令和2年6月1日改正
 令和5年6月14日改正

別表

項目		第4条1号	第4条2号	第4条3号	第4条4号	第4条5号	第4条6号及び7号
ぶん太くん着ぐるみ		貸与※1	貸与※1	貸与※1	貸与※1	貸与※1	使用目的等に応じて決定する
幟	1枚	認定時に無償提供	認定時に無償提供	有償提供※2	貸与※1	貸与※1	
	2枚目から	貸与(※1)又は有償提供	貸与(※1)又は有償提供	有償提供※2	貸与※1	貸与※1	
ミニ幟	2本まで	認定時に無償提供	認定時に無償提供	有償提供※2	貸与※1	貸与※1	
	3本目から	貸与(※1)又は有償提供	貸与(※1)又は有償提供	有償提供※2	貸与※1	貸与※1	
法被		貸与※1	貸与※1	貸与※1	貸与※1	貸与※1	
横断幕、楯、看板		貸与※1	貸与※1	貸与※1	貸与※1	貸与※1	
ポスター、パンフレット		予算内で無償配布	予算内で無償配布	予算内で無償配布	予算内で無償配布	予算内で無償配布	
画像		認定時に無償提供	認定時に無償提供	貸与※1	貸与※1	貸与※1	
ノベルティ		使用目的等に応じて決定する					

※1 貸与物品の貸付期間はイベント等の開催期間に限る。

※2 第4条の3項の目的のために協議会が提供する有償の販売促進資材について、協議会が予算の範囲内で無償配布枠を設定した場合はこの限りではない。なお、販売促進資材を取扱店会員以外に提供することはできない。

(第1号様式)

販促資材貸付申込書

令和 年 月 日

大分県豊後牛流通促進対策協議会長 殿

申請者 住 所
名 称
担当者名

おおいた和牛の販促資材を下記により使用したいので、貸付を申し込みます。

記

- 1 貸付を希望する資材
- 2 使用目的
- 3 使用場所
- 4 使用方法
- 5 貸付期間
- 6 「おおいた和牛」等卸業者（仲卸も含め、複数ある場合はすべて記載）
※イベント等で和牛肉を用いる場合
- 7 担当者および連絡先

(第2号様式)

販促資材貸付書

令和 年 月 日

殿

大分県豊後牛流通促進対策協議会長

令和 年 月 日付けで申し込みのあったおおいた和牛販促資材については、下記のとおり貸し付けます。使用の際は、大分県豊後牛流通促進対策協議会販促資材使用規定を遵守してください。

記

- 1 貸付する販促資材の種類及び数量
- 2 貸付期間
- 3 返却期限
- 4 特記事項